

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取り組みのさらなる推進を求める意見書

国は、基幹業務システムの統一・標準化への取り組みを通じて、各自治体が情報システムを個別に開発する際に生じる人的・財政的な負担を軽減し、地域特性に応じた住民サービスの向上に専念できる体制の構築や新たなサービスの迅速な展開を可能とすることをめざしています。

今後は、こうした標準化の成果を最大限に活用し、住民の理解のもと、自治体内や自治体間、国との間でのデータ連携を一層推進することで、住民サービスの質と効率の向上を図ることが求められます。

については、国が主導する「公共サービスメッシュ」の整備を通じて、行政機関が保有するデータを円滑に活用・連携できる環境を構築し、住民サービスのさらなる向上や自治体職員の業務効率化・負担軽減を図ることで、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情に応じた企画・立案業務等に一層注力できる体制を整えることが重要です。

以上を踏まえ、国におかれでは、下記の現場の実情を考慮し、財政上の懸念を払拭するため、早急に実施されるよう、強く要望します。

記

- 1 行政機関が保有するデータに関しては、個人情報保護法等の規定を十分に踏まえ、適切に管理・運用することが前提となっています。自治体内情報活用サービスによるデータの活用・連携にあたり、個人情報の適正利用に向け、各自治体間で運用の格差が生じないよう、既に整備されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき、具体的な運用事例や解釈に資する手引書を迅速に提示すること。
- 2 国が主導する「公共サービスメッシュ」の整備状況等について、継続的かつ具体的に詳細な情報提供を自治体に行うとともに、整備にあたり、自治体への影響が見込まれる場合には、継続的に意見を聴取する機会を設け、必要に応じて意見照会を実施すること。
- 3 システムの運用経費が大幅に増加する懸念を払拭するため、クラウド利用料の大口割引の継続的・安定的提供や、コスト最適化に向けた支援を抜本的に強化すること。また、「公共サービスメッシュ」の利用等に際して、制度改正等に伴うものはもちろんのこと、制度改正以外の改修が見込まれる場合にも、国庫負担による支援を講じること。加えて、本格運用前の検証事業等を実施する場合は、その費用負担や技術支援などについても十分な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月9日

千代田区議会議長 秋谷こうき

衆議院議長 額賀福志郎 殿
参議院議長 関口昌一 殿
内閣総理大臣 高市早苗 殿
総務大臣 林芳正 殿
デジタル大臣 松本尚 殿